

令和6年度滋賀県立高等学校入学者選抜に係る 出願書類作成および出願事務の手引

[一般事項について]

- (1) 使用する漢字は楷書、数字は算用数字、かなはひらがなとし、黒色のボールペン等（消せるボールペンは不可）を用いて記入すること。
- (2) ※印の欄は、すべて高等学校において記入し、志願者または中学校等においては記入しないこと。
- (3) 県内の中学校が中学校番号および中学校名を記入する場合は、要項冊子に記載のものを使うこと。
- (4) 中学校および高等学校で作成する書類については、県教育委員会が配付したコンパクトディスクの様式または送付した電子データの様式を使用して作成すること（様式の変更は厳禁）。提出に際して必要な書類には公印を押印し、綴じ穴をあけること。ただし、県外の学校からの出願については、この限りではない。

[一般選抜出願関係]

1 入学志願者が準備する書類について

- (1) 「入学願書」（1号）および「学校出願入学願書」（2号）の記入について
 - ア 保護者等については、両親ともにない場合は未成年後見人を記入すること。志願者と保護者等の現住所が同じ場合には、保護者等の現住所は「志願者と同じ」と略記すること。
 - イ 「入学願書」（1号）の志願については第3志望まで記入することができるが、第2、第3志望のない場合は二重線で抹消すること。
 - ウ 「学校出願入学願書」（2号）の志望については、専門学科志望、専門学科と普通科の両方志望、普通科志望とすることができるものとし、該当するものを○で囲むこと。
- (2) 「受検票」（3号）の記入について
 - ア 志願課程および志願学科の欄には、第1志望の課程および学科を○で囲むこと。ただし、学校出願にあっては志望する学科の記入は不要とする。
 - イ 令和6年3月に滋賀県内の中学校を卒業する見込の者以外の者は、必ず写真を貼りつけるとともに、中学校長の割印を受けること。ただし、学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当するものにあっては、割印は不要とする。
また、定時制の課程（単位制による定時制の課程を含む。）の志願者で、事情があって中学校長の割印を受けることができない者は、現在勤めている、またはこれから勤めようとする事業所の責任者の割印でも差し支えない。
- (3) 「出願先変更願」（6号）の記入について（必要な者のみ。）
 - ア 受検番号欄には変更前の出願先高等学校で交付を受けた受検番号を中学校で記入すること。
 - イ 保護者等については「入学願書」（1号）および「学校出願入学願書」（2号）の記入に準ずること。
 - ウ 変更前および変更後の出願先については第3志望まで記入できるが、第2、第3志望のない場合は、欄を二重線で抹消すること。ただし、学校出願にあっては、専門学科志望、専門学科と普通科の両方志望、普通科志望のうちいずれかを○で囲み、第1、2、3志望の欄を二重線で抹消すること。
 - エ 出願した高等学校とは別の高等学校へ出願変更をしようとする者は、受検票の裏面に、変更前の出願先高等学校長の出願済み証明印を受け、新たに作成した「入学願書」（1号）または「学校出願入学願書」（2号）を、その他の書類とともに変更先高等学校長へ提出すること。
- (4) 「住民票記載事項証明書」（10号）またはこれに代わる証明書について（必要な者のみ。）
 - ア 市区町村長の発行する保護者等および志願者の住民票記載事項証明書でも可とする。
 - イ 志願者が申請し、志願者および保護者等について、令和5年12月1日以降において証明を受けること。
 - ウ 記入事項を訂正するときは、訂正印として市区町村長の公印の押印を受けること。
 - エ 証明書の写しを作成し証明書（原本）とともに中学校長に提出すること（原本は確認後、返却される。）。

(5) 「特別出願許可書」（12号）について（必要な者のみ。）

県外にその保護者等が居住する志願者で、県立学校管理運営等規則第11条の3の規定に基づく県教育長の許可を受けたものは、原本とともに、その写しを中学校長に提出すること。（原本は確認後、返却される。）

(6) 「自己申告書」（18号）について（該当者のうち希望する者のみ。）

自己申告書を提出するにあたって厳封を希望する者は、自己申告書を入れた封筒に氏名、中学校名、出願先高等学校名を記入し、封をして中学校長に提出すること。中学校長は、厳封された自己申告書は厳封のまま、出願先高等学校長に提出するものとする。

2 中学校等で作成する書類について

(1) 「個人調査報告書」（4号の1、4号の2）の記入について

- ア 志願者氏名、ふりがな、生年月日、性別については生徒指導要録に記載されているとおりに記入すること。
- イ 卒業見込の者は、「個人調査報告書」（4号の1）を使用する。卒業者の場合は、「個人調査報告書」（4号の2）を使用し、卒業年および卒業後の進路状況を、就職、〇〇高等学校進学、家事従事などと記入すること。なお、卒業後、高等学校へ進学した場合は、出願日までに退学していることを確認し、退学年月日を記入すること。

ウ 各教科の学習の記録

- (ア) 観点別学習状況については、1年、2年および卒業（修了）者の3年については、生徒指導要録の記載に基づき、A、B、Cの3段階で記入すること。

また、卒業（修了）見込者については、平成29年中学校学習指導要領に基づいた3観点評価とし、3年は第2学期までの観点別学習状況を総括してA、B、Cの3段階で記入すること。

- (イ) 評定については、1年、2年および卒業（修了）者の3年については、生徒指導要録の記載に基づき、5段階で記入し、選択教科についてはA、B、Cの3段階で記入すること。

また、卒業（修了）見込者の3年については、必修教科は、第2学期までの観点別学習状況を総括した結果に基づき、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定（5段階）で記入すること。選択教科については、該当する学年の欄に教科名を記入し、第2学期までの学習状況を総括して、A、B、Cの3段階で記入すること。（教科の欄には、選択教科において同一教科を複数の名称で開講している場合は、その名称で記入すること。）

- (ウ) 必修教科の評定合計の欄には、9教科の評定の合計を記入すること。

エ 出欠の記録

- (ア) 欠席日数については、1年、2年および卒業（修了）者の3年については生徒指導要録から転記し、卒業（修了）見込者の3年については第2学期末までの欠席日数を記入すること。

- (イ) 欠席の主な理由欄には、それぞれの学年において欠席日数が年間15日以上となる場合は、欠席の理由を必ず記入すること。ただし、それぞれの学年において欠席日数が年間30日以上となる場合は、欠席の主な理由欄には斜線を記入し、欠席の理由や中学校または家庭での学習状況等について説明した中学校長の副申書を添付すること。

オ 総合所見および特別活動等

生徒指導要録の特別活動の記録、行動の記録、その他参考となる諸事項等に基づき、生徒個人として優れている点や長所、3年間の中で特筆すべき活動や記録について総合的に記入すること。

- (ア) 特別活動については、学級活動、生徒会活動、学校行事の活動の状況を記入すること。

- (イ) 行動については、各教科、道徳、特別活動その他学校生活全体にわたって見られる行動の状況を記入すること。

- (ウ) その他参考となる諸事項としては、生徒の特徴や特技、学校内外における表彰を受けた行為や活動、ボランティア活動、スポーツ活動および文化活動等の状況を記入すること。

カ 総合的な学習の時間の記録については、その活動内容と評価を簡潔に記入すること。

キ 一覧表番号の欄には、「成績一覧表（個人別一覧表）」（9号の2）の番号の欄の当該生徒に該当する番号を記入すること。

ク 中学校長の証明には、必ず職印を用いること。県内中学校については、学校所在地の記入は不要とする。
ケ 中学校長は、出願にあたって、個人調査報告書を作成し出願先高等学校長に提出する必要があることを、あらかじめ保護者等に周知しておくこと。なお、個人調査報告書に記載された事項については、入学者選抜にのみ用いるものとする。

(2) 「成績一覧表」(9号の1、9号の2)の記入について

ア 令和6年3月卒業(修了)見込者についてのみ作成し、提出すること。
イ 「成績一覧表」(9号の1、9号の2)の評定は、3年の必修教科の学習の記録について、第2学期までの観点別学習状況を総括した結果に基づき、目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)による評定(5段階)を記入すること。
ウ 番号の欄には、重複した番号を使用せず、原則として連続した番号を記入すること。
エ 出願校名の欄は、出願先高等学校への提出用は空欄とし、県教育長への提出用のみ、出願先の県立高等学校名を記入すること。出願先または進路先が県立高等学校以外の場合は、私立、就職などと記入すること。
オ 出願時に出願先高等学校長、令和6年3月6日(水)までに県教育長(県教育委員会事務局高校教育課に提出)宛てにそれぞれ1部ずつ提出すること。ただし、二次選抜ではじめて出願する高等学校には、令和6年3月15日(金)までに出願先高等学校長に提出すること。なお、推薦選抜、特色選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜または学力検査時に出願者があった高等学校に出願する場合は不要とする。

[推薦選抜、特色選抜およびスポーツ・文化芸術推薦選抜出願関係]

(1) 「個人調査報告書」(4号の1、4号の2)の記入について

記入については、「一般選抜出願関係」による。

(2) 「成績一覧表」(9号の1、9号の2)について

ア 令和6年3月卒業(修了)見込者についてのみ作成し、出願先高等学校長に、令和6年1月31日(水)までに1部を提出すること。
イ 「成績一覧表」(9号の1、9号の2)の評定は、3年の必修教科の学習の記録について、第2学期までの観点別学習状況を総括した結果に基づき、目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)による評定(5段階)を記入すること。
ウ 番号の欄には、重複した番号を使用せず、原則として連続した番号を記入すること。
エ 出願校名の欄は、すべて空欄とする。

(3) 推薦選抜、特色選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜に不合格となった者が、一般選抜に出願する場合は、一般選抜に必要となる書類等を新たに作成し、提出すること。

[その他(出願に際して)]

- (1) 「住民票記載事項証明書」(10号)が必要な志願者で、父母ともにその証明書に記載がなく、かつ「特別出願」の対象とならない場合は、その事情を説明する中学校長の副申書を添付すること。
- (2) 「住民票記載事項証明書」(10号)が必要な志願者で、やむを得ない理由により、保護者等と志願者の住所が異なり、かつ「特別出願」の対象とならない場合は、保護者等と志願者の住所が異なる理由を説明する中学校長の副申書を添付すること。
- (3) 各書類を郵送する場合には、必ず封筒に「出願関係」と朱書し、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残りかつ対面で受け渡しがされる方法)によるものとする。
- (4) 出願者の中に受検辞退者がある場合には、中学校長は理由を付して出願先高等学校長に早急に電話で報告するとともに、文書でも届け出ること。ただし、一般選抜の出願変更手続き時に辞退する場合は、この限りではない。
- (5) 入学者選抜を受検した者のうち、やむを得ないと認める事情により辞退する者がある場合には、合格発表の前後を問わず、中学校長は理由を付して出願先高等学校長に早急に電話で報告するとともに、文書でも届け出ること。

[転入生および県外からの志願者について]

1 転入生の「個人調査報告書」（4号の1、4号の2）に記載する学習の評定および「成績一覧表」（9号の1、9号の2）について

- (1) 転入時以前の記録は、前在籍校から送付された生徒指導要録の記載事項をそのまま転記する。ただし、生徒指導要録に記載されていない項目がある場合には、空欄にせず、該当欄に「前在籍校の生徒指導要録に記載されていない。」と記入すること。
- (2) 第3学年に転入してきた者の、3年の学習の記録の評定および「成績一覧表」（9号の1、9号の2）について
- ア 第2学期末までに転入してきた者
- (ア) 原則として在籍校の評定人数の中に含めて、第2学期までの観点別学習状況を総括した結果に基づき、必修教科は目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定（5段階）、選択教科はA、B、Cの3段階による評定を記入すること。
- (イ) 資料不足で在籍校で評定できないときは、前在籍校に転出直前までの成績について、観点別学習状況を総括した結果に基づき、必修教科は目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定（5段階）、選択教科はA、B、Cの3段階による評定を依頼する。併せて、学年または学級の「成績一覧表」（9号の1、9号の2）の作成を依頼すること。
- (ウ) 上記(イ)の場合、在籍校の「成績一覧表（5段階評定分布表）」（9号の1）の教科の評定外人数に含め、参考事項欄に「転入生〇名」と記入する。また、該当生徒の出願先高等学校には、前在籍校から送付された「成績一覧表」を在籍校の「成績一覧表」に添付すること。
- イ 第3学期に転入してきた者
- (ア) 前在籍校に第2学期までの成績について、観点別学習状況を総括した結果に基づき、必修教科は目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定（5段階）、選択教科はA、B、Cの3段階による評定を依頼する。併せて、学年または学級の「成績一覧表」（9号の1、9号の2）の作成を依頼すること。
- (イ) 在籍校の「成績一覧表」の記入等については、ア(ウ)と同じとする。

2 県外からの志願者の「個人調査報告書」（4号の1、4号の2）に記載する学習の評定および「成績一覧表」（9号の1、9号の2）について

- (1) 1年、2年および卒業（修了）者の3年の評定については、生徒指導要録の記載事項をそのまま転記する。
- (2) 卒業（修了）見込者の3年の学習の記録については、本県内の出願者と同じく、第2学期までの観点別学習状況の結果に基づき、必修教科は目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定（5段階）、選択教科は第2学期までの学習状況を総括したA、B、Cの3段階による評定とする。
- (3) 上記(2)と同じ評定方法を用いている都道府県からの出願者については、「成績一覧表」は当該都道府県の様式のものをそのまま提出することができる。
- (4) 「成績一覧表」を作成していない都道府県または本県と異なる評定方法を用いている都道府県からの志願者については、本県と同じ評定方法で作成した学級の「成績一覧表」（9号の1、9号の2）を提出するものとする。ただし、県教育委員会提出用については、出願校名の欄は、本県に出願する者のみ記入し、それ以外の出願校名の欄は空欄とする。

[中等教育学校からの提出書類について]

(1) 中等教育学校前期課程から提出する場合

中等教育学校前期課程からの志願者にかかるすべての書類について、「中学校」および「卒業」の字句を二重線で抹消し、「中等教育学校」および「修了」と記入すること。

(2) 中等教育学校後期課程から提出する場合

中等教育学校後期課程からの転入学・編入学志願者にかかるすべての書類について、「高等学校」および「高校」の字句を二重線で抹消し、「中等教育学校」と記入すること。その場合、転学照会書の在学期間の欄に、後期課程在学中である旨を記入すること。